

○金沢大学未来知実証センター共用教育研究スペース使用内規

改正

未来知実証センター施設長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、金沢大学未来知実証センター管理及び使用内規第6条第2項の規定に基づき、未来知実証センター（以下「施設」という。）における共用教育研究スペース（以下「共用教育研究スペース」という。）の使用等に関し、必要な事項を定める。

(共用教育研究スペース)

第2条 共用教育研究スペースは、別表1に示すとおりとする。

(共用教育研究スペースの使用資格)

第3条 共用教育研究スペースを使用できる者は、次の各項に該当する者とする。

2 施設1階及び2階の共用教育研究スペースにおいては、以下の各号のいずれかに掲げる者。

(1) 施設の使用を希望する次のいずれかに該当する者（以下「使用対象者」という。）

のうち、融合研究の質及び研究による事業の将来性（拠点形成、社会実装等）の向上を図ることを目的に研究を行う者

(ア) 金沢大学（以下「本学」という。）の職員

(イ) 本学の大学院生及び学域学生

(ウ) 本学の研究生及び研究員並びにこれに準ずる者

(エ) 本学の職員と共同研究を行う企業等の研究員

(2) その他、未来知実証センター施設委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めた者

3 施設4階の共用教育研究スペースにおいては、次の各号のいずれかに該当する者。

(1) 使用対象者のうち、本学の研究成果の社会実装を目指した事業計画等の構想及びPoC作成を行い、起業に向けた準備を行う者

(2) 共同研究及び共同研究講座並びに共同研究部門の実施のため、居室として使用する者

(3) 使用対象者のうち、施設の他の使用者と連携した事業の遂行に施設を使用することが必要になる者

(4) その他、委員会が必要と認めた者

4 施設5階の共用教育研究スペースにおいては、次の各号のいずれかに該当する者。

(1) 本学の役員、教職員、学生等が行った研究・教育成果の実用化及び社会還元を主要な事業とする原則設立後5年以内の未上場法人

(2) 本学と密接な関係を有する原則設立後5年以内の未上場法人

- (3) 本学の役員、教職員、学生等が行った研究・教育成果の実用化及び社会還元を目指す個人又は団体であって、当該目的のために研究資金を確保して1年以内の起業を予定している者及びこの支援を行う者
 - (4) 前各号のいずれかに該当する者として施設5階の共用教育研究スペースの使用が認められた者と研究・教育成果の実用化及び社会還元を目指した共創活動を行う本学の職員
 - (5) 本学が出資した認定特定研究成果活用支援事業者
 - (6) その他、委員会が必要と認めた者
- (使用の申請及び承認)

第4条 共用教育研究スペースの使用を希望する個人又は団体は、使用責任者を定め、使用責任者が、別紙様式1により、未来知実証センター施設長（以下「施設長」という。）に申請し、委員会の審査を経て、その承認を得なければならない。

2 施設長は、前項の審査結果を申請者に通知するものとする。

(使用の条件)

第5条 共用教育研究スペースの使用の条件は、次のとおりとする。

- (1) 使用責任者及び使用者(以下「使用責任者等」という。)は、本内規を遵守しなければならない。
- (2) 施設1階及び2階の共用教育研究スペースの使用責任者は、本学職員とする。
- (3) 使用責任者等は、使用を承認された共用教育研究スペースを目的以外に使用してはならない。
- (4) 使用責任者等は、使用を承認された共用教育研究スペースを転貸してはならない。
- (5) 使用責任者等は、施設長の指示に従わなければならない。
- (6) 使用責任者等は、施設の他の使用者等との円滑なコミュニケーション・連携に努めなければならない。
- (7) 使用責任者等は、本学が実施する成果報告会及びピッチイベント等への参加依頼に対し、誠実な対応に努めなければならない。

(使用期間)

第6条 共用教育研究スペースを使用することができる期間は、原則3年以内とする。ただし、使用者等が延長を希望し、その必要性について委員会の議を経て承認された場合は、期間を延長することができる。

2 委員会が必要と認めた場合、前項にかかわらず使用期間を設定することができる。

(報告等)

第7条 使用責任者は、使用期間満了年度内に、施設長に対し共用教育研究スペースの活用による研究又は事業等の成果・進捗について別紙様式2により報告を行わなければならない。

2 4階の共用教育研究スペースを使用する使用責任者は、前項のほか、未来知実証センターからの定期的な事業化に関する報告・面談の依頼に誠実に対応するとともに、使用開始2年目年度内に、研究又は事業等の成果・進捗について別紙様式2により中間報告を行わなければならない。

3 施設長は、使用に関する事項について、前2項に定めるもののほか、必要に応じ使用責任者に報告を求めることができる。

(使用責任者の責務)

第8条 使用責任者は、共用教育研究スペースにおいて行われる業務の安全確保及び事故防止に努めなければならない。

(使用の承認内容の変更)

第9条 使用責任者は、使用の承認を受けた内容を変更する必要がある場合、別紙様式1により施設長に申請し、承認を得なければならない。

(使用の承認の取消し等)

第10条 施設長は、使用者が使用承認の条件に違反したと認めるとき、又は施設の管理上支障があると認められるときは、委員会の議を経て(緊急を要する場合を除く。)当該使用の承認を取消し、使用を中止させることができる。

(施設設備の変更)

第11条 使用責任者は、使用目的に沿った研究又は事業等の推進に必要な施設設備の変更を行うときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。

(フロアマネージャー)

第12条 施設各階に、各階の個別事項の総括及び円滑な運用のため、フロアマネージャーを置く。

2 フロアマネージャーは、施設長が指名する委員会委員をもって充てる。

(共用教育研究スペースの運用経費)

第13条 使用責任者は共用教育研究スペースに係る使用料、光熱水料、その他運用経費を負担しなければならない。

2 共用教育研究スペースに係る運用経費の詳細及び徴収方法については、別に定める。

(使用の終了及び中止)

第14条 使用責任者は、共用教育研究スペースの使用を終了又は中止する場合は、別紙様式3により、施設長に届け出なければならない。

(原状回復)

第15条 使用責任者は、共用教育研究スペースの使用が終了したとき、又は第10条の規定により施設長が使用の承認を取り消したときは、速やかに施設及び機器等(以下「施設等」という。)を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害賠償は、使用責任者の責任において行うものとする。

(雑則)

第17条 この内規に定めるもののほか、共用教育研究スペースの利用等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年12月18日から施行する。

別表1(第2条関係)

共用教育研究スペース（未来知実証センター）

階数	部屋名称	部屋面積	スペース区分	スペース面積
1階	101 自動合成ロボットラボ	98 m ²	自動合成ロボットラボ	98 m ²
	102 マテリアルラボ	196 m ²	マテリアルラボ	308 m ²
	103 精密機器ルーム	27 m ²		
	104 測定ルーム	27 m ²		
	105 スタッフルーム	29 m ²		
	106 スタッフルーム	29 m ²		
2階	201 顕微鏡ルーム	24 m ²	ライフサイエンスラボ	480 m ²
	202 質量分析ルーム	25 m ²		
	203 コールドルーム	28 m ²		
	204 ストックルーム	20 m ²		
	205 ライフサイエンスラボ	223 m ²		
	206 細胞培養ルーム	41 m ²		
	207P2 ラボ	29 m ²		
	208 スタッフルーム	22 m ²		
	209 スタッフルーム	24 m ²		
	210 スタッフルーム	22 m ²		
	211 スタッフルーム	22 m ²		
4階	401 インキュベーションルーム	51 m ²	インキュベーションルーム①	51 m ²
	402 インキュベーションルーム	51 m ²	インキュベーションルーム②	51 m ²
	403 インキュベーションルーム	48 m ²	インキュベーションルーム③	48 m ²

	404 インキュベーションルーム	54 m ²	インキュベーションルーム④	54 m ²
5階	501 スタートアップオフィス	51 m ²	スタートアップオフィス①	51 m ²
	502 スタートアップオフィス	51 m ²	スタートアップオフィス②	51 m ²
	503 スタートアップオフィス	54 m ²	スタートアップオフィス③	54 m ²
	504 コワーキングルーム	213 m ²	コワーキングルーム	213 m ²
	506 株式会社ビジョンインキュベイト	23 m ²	株式会社ビジョンインキュベイト	23 m ²

別紙様式1(第4条関係)

金沢大学未来知実証センター使用申請書【新規・変更・継続】

[別紙参照]

別紙様式2(第7条関係)

金沢大学未来知実証センター研究等成果報告書

[別紙参照]

別紙様式3(第14条関係)

金沢大学未来知実証センター退去及び使用報告書

[別紙参照]